

市制施行の時期（案）

市制施行の時期は、平成24年1月4日とする。

- ・市制施行に関する法的手続きや、各種準備事務等が無理なく整う時期は平成23年12月である。
- ・「市制に関する住民アンケート」では、全体の約4分の3に当たる73.7%が市制への移行に賛同している。
- ・こうした住民の意向を最大限尊重するには、早い時期に市制施行すべきである。
- ・市制移行に際して、特に住民サービスに支障を来すことのないよう万全を期すことが求められるため、移行の切り替えに十分な作業期間を確保できる年末年始の休業日を移行の作業期間にあてる。